

伊丹市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するために地域における複数の事業者が分担して機能を担う面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備する事業（以下「拠点事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点等 「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次条に規定する必要な機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。
- (2) 障がい者等 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に定める障害者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に定める障害児をいう。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、以下に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保及び養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくりを行う機能

(実施主体)

第4条 拠点事業の実施主体は、市とする。ただし、前条各号の機能については、第6条第2項の規定による登録を受けた次の各号のいずれかに該当する事業者等と連携し実施する。

- (1) 法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第29条第1項に定める指定障害者支援施設
- (3) 法第51条の14第1項に定める指定一般相談支援事業者
- (4) 法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者

(5) 児童福祉法第21条の5の3第1項に定める指定障害児通所支援事業者

(6) 児童福祉法第24条の2第1項に基づく指定障害児入所施設

(7) 児童福祉法第24条の2第6第1項第1号に基づく指定障害児相談支援事業者

(対象者)

第5条 拠点事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住地を有する障がい者等

(2) 前号の障がい者等の家族及び支援に係る関係者

(3) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項第1号に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設に入所する障がい者等であって、入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下、「居住地特例地」という。）が市内にある者は、拠点事業の対象者とする。ただし、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、拠点事業の対象者としな

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第6条 拠点事業を行う事業者（以下「拠点事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、その写しを伊丹市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書（様式第1号）とあわせて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を確認したうえで、伊丹市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点事業者を伊丹市地域生活支援拠点等事業所登録リスト（様式第3号）に記載し、公表するものとする。

(登録の変更及び廃止)

第7条 拠点事業者は、登録の内容に変更が生じたとき又は登録を廃止するときは、速やかに変更内容等を運営規程に規定し、その写しを伊丹市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書（様式第1号）とあわせて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、伊丹市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点事業者を伊丹市地域生活支援拠点等事業所登録リスト（様式第3号）に記載し、公表するものとする。

(拠点事業者の取消し)

第8条 市長は、拠点事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により登録をうけたとき。
- (2) その他市長が拠点事業者として不相当と認めたとき。

(秘密の保持等)

第9条 拠点事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊丹市条例第29号）を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 拠点事業者は、拠点事業の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た対象者の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、登録を廃止した後においても同様とする。

(運営状況の調査等)

第10条 市長は、拠点事業者に対して、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を適宜実施することができる。

2 市長は、拠点事業者に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(記録の整備等)

第11条 拠点事業者は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類について記録を整備し、当該記録を作成した日の属する年度の翌年度から起算して5年度間保存するとともに、市から求めがあった場合は、これを提出しなければならない。

(定期的な事業評価)

第12条 市及び拠点事業者その他関係機関は、地域生活支援拠点等の機能強化・充実のため、互いに協力・連携し、拠点事業の運営内容や活動に対する評価と情報共有を定期的に行い、障がい者等の地域での生活の支援に努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。